

昭和二十九年法律第四百十九号

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、消費税法（昭和六十三年法律第八十号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）、揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第五十六号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）、石油炭税法（昭和五十二年法律第二十五号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十四年法律第五十四号）、とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、国税通則法（昭和五十九年法律第六十六号）、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）、塩事業法（平成八年法律第三十九号）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 国際連合の軍隊 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条（定義）に規定する国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣しており、又は将来派遣する国で、その政府が同協定の当事者であるもの（以下この条において「派遣国」という。）の陸軍、海軍又は空軍で、当該国際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣されているものをいう。

二 国際連合の軍隊の構成員 国際連合の軍隊に属し、現に服役中の軍人で、日本国内にある間におけるものをいう。

三 軍属 派遣国の国籍を有し、且つ、国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに伴伴する文民で、日本国内にある間におけるもの（日本国に通常居住する者を除く。）をいう。

四 家族 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父母及び二十歳以上の子のうちその生計費の十分の五以上を国際連合の軍隊の構成員又は軍属が負担するもので、日本国内にある間におけるものをいう。

五 軍人用販売機関等 派遣国の歳出外資金により国際連合の軍隊の使用する施設内に設置された諸機関のうち国際連合の軍隊が公認し、且つ、規制するもので、国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供されるものをいう。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、国際観光旅客税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油炭税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）の規定を準用する。

2

前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七條第一項第一号、第十條第一項第一号、第十條の二第二項第一号又は第十條の三第三項第一号（軍用品についての消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油炭税法の免除）の規定により消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油炭税法の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭については、同法第十條第二項、第十條の二第二項又は第十條の三第二項（証明がない場合の揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油炭税法の徴収）及び同法第十一條（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を準用する。

3

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する

法律第九條第二項（国際観光旅客税法の特例）の規定は、第一項において準用する同条第一項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号（定義）に規定する国際旅客運送事業を営む者について準用する。

(関税法等の特例)

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税定率法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法、石油炭税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法、とん税法又は特別とん税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十二号）の規定を準用する。

(国税通則法等の特例)

第五条 国際連合の軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設内における、又は国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族の身体若しくは財産若しくは国際連合の軍隊の財産についての国税通則法又は関税法（とん税法、特別とん税法その他の法律において準用する場合を含む。）の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十三号）の規定を準用する。

(たばこ事業法等の特例)

第六条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等に対するたばこ事業法又は塩事業法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十四号）の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条4（署名国についての適用期日）及び第二十二条4（加入国についての適用期日）においてそ及されないこととされる場合を除き、同協定の最初の署名の日又はその日の後六箇月以内に同協定の当事者となる国については、昭和二十七年四月二十八日（入場税に係る部分については、入場税法の施行の日）から適用する。

2 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の施行の日の前日までにおけるこの法律の適用については、第一条中「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）」とあるのは「関税法（明治三十二年法律第六十一号）」と、第五条中「噸税法」とあるのは「噸税法、保税倉庫法（明治三十年法律第十五号）」とする。

附 則（昭和三十三年六月三〇日法律第三十八号）抄

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年六月三〇日法律第四十一号）抄

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年三月三十一日法律第三十七号）抄

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年三月三十一日法律第三十八号）抄

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年四月六日法律第五十五号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（昭和三十三年六月一四日法律第七十三号）抄

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年六月二三日法律第一〇二号）抄

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する

なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）」とあるのは、「アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）附則第二十六条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）」とする。

附則（平成一五年三月三十一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から三まで 略
- 四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
イからハまで 略

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。）、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十八条まで、第五十条、第百三十七條、第百三十八條、第百三十九條（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第三号の改正規定に限る。）、第百三十七條、第百三十八條（国税通則法（昭和三十七年法律第四十二条）第二条第三号、第十五条第二項第六号、第二十三条、第三十五條第二項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。）、第百四十三条、第百五十三條から第百六十八條まで、第百七十一条、第百七十二條、第百七十六條、第百八十条、第百八十一条、第百八十七條（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百二十九條の改正規定に限る。）及び第百八十八條第一項の規定

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十五条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百六十六条 附則第百六十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百六十四条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第三条又は第四条の規定を適用する。

附則（平成二一年三月三十一日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条 施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第三条又は第四条の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

百十四條まで、第百十八條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條から第百三十三條まで、第百三十五條並びに第百三十六條の規定
（政令への委任）
第百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二九年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から三まで 略

四 第二条（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条、第十条、第十二條、第二十條、第二十四條から第三十條まで、第三十二條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第一項、第十二條第四項及び第十六條第一項の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十六條、第三十八條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第三項の改正規定に限る。）、第四十一条から第四十五條まで及び第四十六條（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十九條の改正規定に限る。）の規定 平成三十年四月一日

附則（平成二九年三月三十一日法律第四号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から四まで 略
- 五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イからハまで 略

ニ 第八条の規定（同条中国税通則法第十九條第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四條の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。）並びに附則第四十條第二項及び第三項、第百五條、第百六條、第百八條から第

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。

附則（平成三〇年四月一八日法律第一六号）抄